

## 第2回宇部市障害者差別解消支援地域協議会（会議録）

日時：平成28年6月23日（木）16:00～18:00

場所：宇部市役所2階 第2会議室

- ・新委員への委嘱状交付
- ・委員自己紹介
- ・会長あいさつ

### 1. 第1回協議会での未決事項等について

#### 1-（1）自治会ゴミステーションへのゴミ搬入拒否について

##### 【概要】

新設された障害者のグループホームの利用者が、可燃ごみを地域のゴミステーションに出そうとしたが、自治会から拒否された事例。

##### 【自治会の意見】

ゴミの搬入量が、ゴミステーションの受入れ可能量を超えているため、受け入れられないとしているもので、決して障害者を差別しているものではない。

##### 【改善案①】

ゴミステーションの拡張ができないかと自治会に要請。

##### 【自治会の意見】

土地の問題で拡張できない。

##### 【改善案②】

ゴミステーションを別に設けることはできないかと市の関係部署に依頼

##### 【関係部署の意見】

現地確認の結果、グループホームからゴミステーションまで距離があり、グループホームの近くにも数軒家ができています。グループホームの近くにゴミステーションを新設したい。

##### 【委員質問】

ゴミステーションの収容能力の問題で受け入れられない、という理由は、差別に当たらないのか。

##### 【事務局回答】

収容能力の問題であれば、差別とは言えないと思う。担当課が確認したところ、現在のゴミステーションには、一杯にゴミが入っていたとのこと。

##### 【まとめ】

自治会の言い分が正当な理由にあたるかどうかは、非常に難しいところである。しかし、近くにゴミステーションが設置されるというのは、グループホームの利用者にとっても良いことである。今後、こういう事例が起こらないよう、市内の自治会に障害者差別解消法ができたことを周知したほうが良い。

## 1－（2）協議会および協議会議事録の公開・非公開について

### 【概要】

前回協議したが、「これは非常に大事な問題。委員の意見を十分に聞いて公開、非公開を決めるべきではないか」という意見があり、再度、協議することにした。

### 【事務局案】

会議は、非公開、議事録は、具体的名称などを伏せて公開する。

### 【理由】

- ・会議を公開にすると、委員が自由な発言ができない。
- ・前回の会議のように、突発的に委員の中から具体的な差別事例が示されることがある。
- ・議事録は、協議会の状況を周知する重要な手段である。

### 【委員意見】

事務局案で問題ないが、事例等について、口頭の説明を文書にした場合、ニュアンスが違うことがある。議事録の公開前に委員に確認するのか。

### 【事務局回答】

委員に了解を得たうえで公開する。

### 【まとめ】

会議自体は非公開、議事録は原則公開とする。ただし、事例に関しては、具体名等を抽象化した形で示す。公開に当たっては、事前に委員に了解を得ることとする。

## 1－（3）協議会での協議結果を市民に周知する方法について

### 【概要】

前回の協議会の最後に「この会議の状況をどのように市民に周知するかが重要」という意見があったもの。

### 【事務局案】

議事録も大切な周知の方法だが、読んでもらうのは大変である。協議内容を基に、研修などで使える教材やパンフレットなどを作って、市民に配布する。

差別解消法について、出前講座の中でも協議会の活動を周知していく。

### 【まとめ】

パンフレット等は作成に時間がかかる。インターネット等も併用したい。色々な方法を活用して周知することが必要である。パンフレットや研修資料を中心に、インターネットなど色々な方法を活用して、周知することにした。

## 1－（4）差別事例の紹介、協議方法について

### 【概要】

前回の協議会で「プライバシーに関わる内容の事例をどのように紹介し、協議するのか」という意見があったもの。

### 【事務局案】

委員に具体的事例の提供を募集し、事例に基づいて事務局が架空の物語（フィクション）を作成、紹介し、協議する。

**【意見】**

特になし

**【まとめ】**

事務局案の通りとする。

**2. 差別的取扱などについての改善要望について****【概要】**

委員から提出された事例の中に、事務処理の方法などに障害者差別ではないか、という事例が数点あったのでまとめて紹介。

**2-（1）障害種別でサービスに格差がある事例****【概要】**

JR旅客運賃と航空運賃について、身体障害者、知的障害者には割引の適用があるが、精神障害者には適用なし。

**【事務局説明】**

各事業者を確認。知的と身体の障害者に対する割引は、昭和40年代前半に国の施策として、設置された制度を継続中。精神障害は平成7年から障害種別に加えられたため適用がないという説明。それ以上に事業者から「精神障害は知的障害と違うのか」などと問われ、精神障害について認知されていないことに驚いた。

この問題は、この協議会で論議しても解決できないもの。サービス格差があるという確認にしたい。

**【委員意見】**

障害者に対する合理的配慮の提供や、障害者に対する理解を促すことが、この協議会の主な役目である。（国などに要望書を出すのは、この協議会の役割ではない）

**【事務局回答】**

以前、同じ要望があったときに、市から国に要望書を提出。国の回答は、様々な運賃割引は、事業者の自助努力で割引しているので、国が意見できるものではない、というもの。

**【委員意見】**

割引サービスの有無よりも、精神障害について認知されていないことが問題である。これを周知することが、差別解消法の主旨である。

精神障害が障害者になったということ、知らない人が多い。家族や関係者しか知らない、ということにとっても大きな課題がある。

**【事務局回答】**

障害者差別解消法を理解し、障害を理解してもらうことが重要である。障害者理解が進まないから、こういった事例が出てくる。理解促進を引き続いて実施しなければならない。

**【委員意見】**

今後、差別解消法に関しては、民間の各事業者も関わってくる。問題が表面化した場合は、業種ごとに指導（対応指針）があるので、この協議会にしても、指針に基づいて何らかの行動をすべきではないか。

### 【委員意見】

精神障害者が手帳を持って窓口に行ったときに、「この手帳は何ですか」と言われた時点で合理的配慮に欠けたことになる。民間事業者であれば、合理的配慮は努力義務ではあるが、問題になる。

### 【委員意見】

この事例の問題点は、割引制度そのものと、精神障害について認知されていない、という二つである。

### 【まとめ】

協議会の役目は、障害について市民の理解促進、制度の改善などについて要望などしていくこと、両方を何らかの形でやっていきたい。

## 2－（2）聴覚障害者に対する合理的配慮について

### 【概要】

色々なチラシ等の連絡先に電話番号しか書いていないものが多いという事例。

- ①水道局の漏水のチラシ
- ②住民票の事前予約について書かれた番号札
- ③ガス漏れ等の緊急連絡先シール

### 【事務局説明】

①について、水道局に確認。FAX番号を入れることはできるが、在庫がたくさんあるので、次に作る時には、FAX番号を入れるとの回答。

②について、市民課に確認。FAXでの予約はできないが、電話と電子申請で予約受付をしている。聴覚に障害のある人は電子申請を活用してほしい。また、窓口に来なくても住民票がとれるシステムを検討中。色々な方法での対応を検討していきたいとの回答。

③については、LPガス協会や都市ガスの事業者に要望したい。

### 【委員質問】

この事例をみて、自社のチラシを確認したところ、自社のチラシも電話番号しかなかった。今後はFAX番号を入れていくことにした。こうした簡単にできる配慮が他の事業者にも色々あると思う。市民や事業者にそういうことを周知することも協議会の役割なのか。

### 【事務局回答】

個々の事業者に要望は困難である。その業種の協会などに対して要望し、所属の事業者に広く周知を依頼したい。

### 【委員意見】

FAXだけでなく、携帯電話のメールを使う聴覚障害者も多いと聞く。FAXは着信の確認が傍に行かないとできないが、携帯電話はバイブ機能が付いているので、メールの着信確認が容易である。

### 【委員意見】

何か緊急事故が発生した時に、番号が分からないとFAXができない。メールをしても「メールは受けるが、返信はいつになるか分からない。」と返事が来る。これは考えていか

ないといけないことである。

消防局は、FAXを送ればすぐに救急車などが出動するようになっている。命に関わる場所では、何かがあったらすぐに対応できる、ということが必要ではないか。

聴覚障害者も携帯電話のメールを使うことがとても増えてきているが、携帯電話のバイブが伝わるように、携帯電話を持っていなければ着信は分からない。色々な情報手段を取り入れて欲しい。

着信の確認をできないことが、聴覚障害者はとても不安である。いつ確認をするか、知らせてほしい。それがちょっとした配慮である。

コミュニケーション障害は、聴覚と視覚にある。（会議の場では）発言をするときに名前を言われないと、視覚障害は誰が発言しているのか分からない。手話通訳などの場合も、誰が発言しているのか全くわからない。できることからやっていくことも、すごく大事である。

熊本震災支援で、熊本市内の避難所を全部回ったが、障害者を見かけなかった。障害者は多分「災害発生時には避難所に行く」という情報が届いてないために、避難所にも行けないのかという思いで帰った。

#### 【委員意見】

視覚障害者がいる会議のときは、発言の前に名乗るべきではないかという意見があったが、今日は会議の前に自己紹介があったので、位置と声と名前を確認して覚えているので自分は支障ないが、本来は発言の前に名前を言うべきである。

#### 【委員質問】

できるところからというのは、どうしたら良いのか。

#### 【委員回答】

チラシの在庫が無くなったらというのは、不親切である。FAX番号が記載されているものと無いものと、二種類作ることはできないか、ということである。

#### 【委員質問】

要望の出し方の問題と考えるとよいのか。FAX、メール、その他こういうことができるのではないかと、こちらから提案したほうが良いということか。

#### 【委員回答】

そのとおりである。事業者の負担にならない範囲の情報メディアの提案をお願いしたい。障害者の選択肢を多くして欲しい。選択肢が増えると、色々な方たちが便利になる。

#### 【まとめ】

委員と相談のうえ、どのように要望を出すか事務局で検討する。

## 2－（3）交通事故の現場に来た警察官が手話通訳を呼ばなかった事例

### 【説明（警察関係者）】

こういうことがあったら大変遺憾。職員への指導が必要である。

実際に交通事故現場で、手話通訳を呼んで欲しいと言われた場合、来るまでに時間がかかるので、他方の当事者に理解してもらうことが必要である。

筆談等で事足りる場合は、筆談で大丈夫ではないか、と説明を十分にすることがある。

**【委員質問】**

警察では手話通訳を呼ぶ体制ができていないということか。

**【委員回答】**

どこに連絡をして、手話通訳者に来ていただいたらよいのか把握してない状況である。

**【委員意見】**

手話通訳センターなどもあるが、現実的にみれば市社協。早くそういう対応にして欲しい。

**【委員質問】**

事故はいつ起こるか分からないが、市社協に連絡すれば、手話通訳を紹介してくれるということか。

**【委員回答】**

土日や深夜の対応がどうなるかは、市社協との協議になるのではないかと思う。

**【委員回答】**

管内独自の連絡網を作るということになるが、市社協と協議したい。

**【委員意見】**

市内で事故が発生した場合はその連絡網でよいが、市外、県外で事故にあうこともある。全国でこうした連絡網ができるとよい。

**【委員回答】**

早急に体制を作るよう要望は伝えたい。

**【委員質問】**

事故現場に行く警察官は、筆談ができるホワイトボード等を持っているのか。

**【委員回答】**

A 4判の大きさの画板を持っている。それで筆談は十分可能である。

**【委員質問】**

聴覚障害者が当てた側の場合は、相当の事情聴取が必要と思う。その場合、筆談だけでは、簡潔かつ明確に説明ができずに時間がかかると思う。このように現場で長い間、現場検証ができないということがあるか。

**【委員回答】**

聴覚障害者が交通事故を起こして、手話通訳が必要な状況があったと聞く。当日の現場は必要最小限の事情聴取をして、後日、手話通訳を呼ぶなどの体制を整えて事情聴取をすることも可能である。柔軟に対応していく必要がある。

**【委員質問】**

手話通訳を依頼するホットラインのようなものはないのか。

**【委員回答】**

平日は、市社協に手話通訳が常駐しているので連絡があればすぐ行ける。手話通訳者は、専用の携帯電話を持っているので、携帯電話に連絡してもよい。手話通訳は24時間体制もとっている。夜間や土日などの緊急連絡の場合は、市社協が持つ手話通訳者の一覧で連絡が可能である。

**【委員意見】**

事故現場で筆談と言われても、動揺して文書で明確に説明するのは無理である。以前、筆

談で事故処理したが、その後納得できないと訴えてきた聴覚障害者がいた。その時警察署に行ったが、現場で供述調書を取ったので、内容を覆すことはできないと言われたことがある。

**【委員回答】**

重大事故の過失に関わる重要な部分に誤りがあったなどの場合には、調書を変えることがある。動揺して十分に説明できない場合には、日を改めて事情聴取は出来るということを現場の警察官がまず説明する必要がある。委員もそのことを周知して欲しい。

**2－（3）交通事故現場に来た警察官に保険会社に連絡してもらえなかった事例**

**【説明（警察関係者）】**

重大事故ではない場合、制度的には直ちに保険会社への連絡が必要ない場合もある。必要があれば、保険会社に連絡は当然するべきと考える。

**【委員質問】**

筆談でここに電話してほしいと言えば、必要があれば保険会社に限らずどこにでも連絡してくれるのか。

**【委員回答】**

そのとおりである。

**2－（4）県総合交通センター内の運転適性相談受付専用窓口は、FAXやメールで相談は受け付けるが、相談の回答は電話だけの事例**

**【説明（警察関係者）】**

総合交通センターの窓口を確認。FAXやメールでの回答も可能だが、基本は電話での対応になっているので、それ以外で回答を希望する理由が必要とのこと。

**【委員意見】**

自分が総合交通センターに確認したところ、電話での回答はするが、メールやFAXの回答はしない、受けるだけ、という言い方をされた。共通の対応にして欲しい。

**【委員回答】**

統一した対応をすべての職員に徹底させていくことが、今後の課題である。

**3－（1）警察官が、聴覚に障害のない人だけに事情聴取し、事故処理をした事例**

**【説明（警察関係者）】**

事実であれば問題。職員への指導が必要。ただし、事故処理の事情聴取は、当てた方に多く、当てられた方にあまりしないのが基本ということは、理解して欲しい。

そういうケースであったなら、一方ばかりになぜ話を聞くのか、現場で説明する必要があった。

**【委員意見】**

現場に手話通訳者がいて、コミュニケーションがスムーズに取ることができれば、一方的に聞いているということにはならない。聴覚障害者に事情を全く聞かなかったということは、差別になるので何らかの対応が必要である

#### 4. 聴覚障害者に対する差別的取り扱いの具体的な事例

##### 【概要】

これは事実に基づいた内容の一部を変更したもの。聴覚障害者2名だけで旅行会社の募集するツアーに参加申し込みをしようとしたが、聴覚に障害があることを理由に参加を断られた。ただし、旅行会社が斡旋する介助者を障害者が費用負担すれば、参加可能といわれた。国土交通省の対応指針を参考に検討を。

##### 【委員意見】

検討のポイントは、ツアーの参加を断った理由が、過去に聴覚障害者だけでツアーに参加された時に、集合時間に遅れるなどのトラブルがあったからという理由が正当といえるか。（障害を理由とする差別的取り扱い）

介助者がいなくても集合時間等を聴覚障害者に分かりやすく伝えること等が、この事業者にとって過剰な負担になるのか。（合理的配慮の提供）

##### 【委員意見】

聴覚障害者に集合時間を正確に伝える方法は、色々な情報メディアを使って対応ができるはずである。この参加者は、ある程度旅慣れて介助があまり要らないという状況から判断すると、聴覚障害のために参加拒否ということは、差別的な取り扱いになってしまう気がする。

携帯、スマートホン、コミュニケーションボードなどで、聴覚障害者ともコミュニケーションは可能と考えられる。

##### 【委員質問】

具体的な差別事例をここで協議した結果は、その業者に改善を申し入れるのか。ここで障害者差別と判断した場合、どういう手段で相手に伝えるのか。

##### 【委員意見】

聴覚障害者に正確な集合時間が伝わらなかったこと、介助を必要とする者が、介助者の費用を負担ということ、この2点について、このように改善して下さいと事業者伝えるべきである。改善ができるのか、何か不都合があるのかが問題である。

対応指針にも、不当な差別的取り扱いが想定される事例として、「障害の状況や介助者の同行の有無に関わらず一律に、ツアーへの参加を拒否等した場合」などと書いてある。旅行業者にきちんと伝えるという前提で、協議をしたいと思う。

##### 【事務局回答】

この協議会は強制力がないので事業者伝えることはできるが、要望までとなる。

##### 【委員意見】

うちのツアーでも、参加者が集合時間に遅れるということがあった。このケースは添乗員が自分の携帯電話の番号を教える、集合時間が正確に伝わったか確認する等の対策で防げたと思う。集合時間に遅れることは、障害がなくても有ること。メール等の方法で添乗員が参加者と連絡を取れるようにすることが、大事なのではないか。

##### 【委員意見】

法律の施行令に、「行政機関は所管する業務に関して障害者差別解消法に違反したことを認めた場合は、当該事業者に対応指針の事項について報告を求め、または助言、指導もしくは勧告をすることができる」と書かれている。ここだけの話で終わるのではない。



**【委員意見】**

最初に私が言ったのはそこである。協議会が正しい結果を出していけば、要望として出すとしても、行政機関を経由して処置すべきではないか。

**【委員意見】**

行政機関経由では時間がかかるので、事業者に直接伝えて欲しい。

**【委員意見】**

まだ民間事業者が差別解消法の趣旨を理解していないから、こういうことが起きてしまう。こういう事例について、協議会で協議した結果を事業者に伝え、障害者差別解消法の趣旨を理解してもらうことが、協議会の役割だと思う。

**【委員意見】**

こうしたらいいという提案が必要である。差別をしてはいけないだけでなく、こういう方法をとってください、というところが大事となる。そういう意味では直接申し入れてもらったほうがいい。

**5. 障害者差別相談窓口の状況について****【概要】**

受け付けた件数は2件。相談者は、難病と心臓機能障害の当事者。相談に対する対応方法について意見がほしい。

**【相談内容①】**

難病のために働くことができなくなり、生活保護を受けることになったが、生活保護担当者から就労指導を受けたために病気が悪化した。これは差別ではないか。

**【対応】**

担当課に対応を依頼。これは平成11年頃の事例。就労指導は生活保護法に基づき、医師の診断によって就労が可能と診断があったために行ったもので、間違った手続きはしていないとのこと。本人に説明し納得された。

**【委員意見】**

障害者差別解消法は今年4月の施行、難病が障害認定されたのは平成25年ごろである。それ以前の事について、差別解消法に照らしてどうかというのは時系列的に合わないと思う。

**【相談内容②】**

障害者就労継続支援事業所で起きた事例である。心臓機能の障害者がA型事業所で就労していたところ、職員から「今日はよく働く」「（他の利用者と同じように働けないのなら）重労働のA型事業所よりは、軽作業のB型事業所の方が向いている」と言われた。これは差別的発言ではないか。

**【対応】**

就労事業所に事実確認を依頼。これが本当ならば、職員に対して指導すると報告を受けた。

**【委員意見】**

事実確認した結果はどうだったのか。事業所の利用者は、自分の意思表示が難しい人が多い。そういう人達の生活を守っていく為にも、どういう対応をされたかが重要である。

**【事務局回答】**

今のところ、確認が取れてないので、次回の協議会で報告する。

## 6. その他

- ・次回、会議日程の調整
- ・その他委員等から

**【委員質問】**

参議院選挙があるが、障害者差別解消の施行に伴う新しい取り組みはあるのか。

**【事務局回答】**

選挙事務従事者には障害者に対する合理的配慮について話をする予定。選挙管理委員会も点字投票等の配慮をしている。選挙広報に障害者に対する色々な配慮について記載があったが、ハードだけではなくソフトも配慮してある。

しかし、自閉症の人は、投票所内に沢山の人がいることで、パニックになってしまい投票ができないことがある。被成年後見人も投票ができるようになったが、投票所内では、選挙事務従事者が介助するため、後見人等が投票を手伝うことはできない。しかし自閉症の特性上、知らない人の介助を受けることは難しい。別室での投票などの配慮ができないか、是非検討して欲しいと伝えているところである。

**【委員意見】**

成年後見人の付き添いができる自治体もある。今回の選挙に行けるようにしてもらいたい。

**【委員意見】**

市は個々の視覚障害者の情報取得方法をデータベースで管理しており、今回選挙広報が自分にも希望する方法で届いた。地方選挙については、選挙広報の点字版、音訳版が、今までなかったが、前回の市長選挙の時から点字版ができた。昨年の市議会選挙では、点字版に加えて音訳版も出るようになり、全国的にも配慮が進んでいると思っている。

**【委員からのお礼】**

ゴミステーションのことでは、迷惑をかけ、心配していただいた。おかげで施設内にゴミステーションを設置してもらった。とても助かっている。この場を借りて御礼を言わせてもらう。